

すべての子どもたちが、笑顔でかよえる学校づくりのための基本方針

(藤沢市いじめ防止対策基本方針)

平成26年 2月

藤沢市教育委員会

(最終改定令和3年8月20日)

すべての子どもたちが、笑顔でかよえる学校づくりのための基本方針
(藤沢市いじめ防止対策基本方針)

はじめに	1
I 基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめに対する基本認識	2
3 豊かな人間関係を育む学校づくり	3
4 いじめ問題への対応	3
5 市の基本方針の対象	4
II 基本的施策・措置	5
1 藤沢市教育委員会が実施する基本的施策・措置	5
2 学校が実施する基本的施策・措置	6
III いじめの防止等を推進する体制	9
1 学校いじめ対策組織	9
2 藤沢市学校問題解決支援チーム	10
3 藤沢市いじめ問題対策連絡協議会	10
4 調査のための附属機関	10
5 再調査のための附属機関	10
IV いじめの重大事態への対処	11
1 いじめの重大事態	11
2 学校の設置者又は学校による対処	11
3 地方公共団体の長による調査等	13

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがあるものです。近年、インターネット等の急速な普及や価値観の多様化、ストレスなど、児童生徒をとりまく環境が大きく変わり、いじめの態様も複雑化しています。

本市では、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行されたことを受けて、平成26年2月に「すべての子どもたちが、笑顔でかよえる学校づくりのための基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定し、平成27年4月に藤沢市としていじめを許さない文化と風土をつくることを目標とした「藤沢市子どもをいじめから守る条例」（以下「条例」という。）を施行することによりいじめのない社会の実現を目指すことを掲げました。

また、平成28年5月に策定した「ふじさわ教育大綱」では、学びを通して未来への夢や目標に向かって生きる力を育み、やさしく手を差し伸べあう笑顔あふれる幸せなまちをつくりたいという願いをかなえるため、豊かな郷土の自然や歴史、文化などを学びながら、人や地域との関わりの中で道徳や調和を大切にし、健やかな心と体をつくる藤沢の教育を「学びの環」、「人の和」、「元気の輪」として推進してきました。

法の施行から8年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）及び神奈川県「神奈川県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）が改定されたこと、また、令和2年11月には藤沢市教育委員会にスクールロイヤーが配置され、法律の専門家がいじめ問題に対して早期に関与できる体制が充実したことから、市の基本方針を見直し、ここに改定版を作成しました。

すべての子どもたちが、輝く未来に向けて健やかに成長することは、市民全体の切なる願いです。また、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、教育委員会では「いじめはしない、させない、許さない」という姿勢を示し、いじめ防止の対策を講じてきました。

子どもたちが笑顔で、夢と希望を語るができるよう、藤沢市教育委員会では、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめ防止のための施策を一層推進していくこととします。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

市の基本方針における「いじめ」とは、条例第2条で定められているとおり、「子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの」をいいます。

本市では、法第2条第1項のいじめの定義をより広げ、当該行為の対象となった子どもが「当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの」も「いじめ」として定義しています。例えば、インターネットやSNS上に悪口を書き込まれた際、本人がそのことを知らずにいるような場合であっても、「いじめ」の未然防止・早期発見の観点から、これを「いじめ」として捉え、適切な措置を講じます。

2 いじめに対する基本認識

学校は、子どもたちが、1日の大半を過ごし、学び、生活する場となっています。心身共に未成熟な子どもたちの集団であるために、人間関係において多くのトラブルや葛藤が生じます。それらを乗り越えることによって人間的に成長することができるのです。

しかし、時として、集団で少数の子どもを標的にしたいじめが発生することがあります。いじめには「いじめる側（加害者）」と「いじめられる側（被害者）」がいます。さらにいじめをあおったりおもしろがったりしている観衆、そしていじめを見て見ぬふりをしている傍観者がいます。これをいじめの四層構造といいます。いじめられる側は孤立感を深め、自己肯定感を喪失していきます。傍観者は、「自分には関係ない」、「止めようとする自分がやられる」、「勇気がない」など自己防衛を図ります。その結果、いじめはエスカレートし深刻な事態を招いてしまう可能性があります。

また、いじめの被害者であった子どもが加害者となってしまう場合もあります。いじめの中にある子どもの人間関係は流動的で、把握しにくい状況にあるといえます。さらに、近年増加しているインターネットを通じて行われるいじめについては、匿名性が高く、事態を把握することが難しい現状にあります。

このような状況を踏まえ、学校や地域・保護者は、いじめはどの学校でもどのクラスでも起こりうるものという認識に立ち、子どもたちの中にいじめは絶対に「しない、させない、許さない」という意識を培う必要があります。また、条例第4条では、子どもの心がけとして（1）自分を大切にしましょう。（2）

他の人を思いやり、大切にしましょう。(3) いじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときには、一人で悩まずに、家族、友だち、学校、市、関係機関等に相談しましょう。と規定しています。

3 豊かな人間関係を育む学校づくり

学校教育ふじさわビジョンでは、「子どもたちがともに育つ場をつくり出し、『自己の知』『状況の知』『かかわりの知』を育む」ことを基本理念としています。

子どもたちは成長の中で自分自身と向き合い、さまざまな状況の中で「ひと」、「もの」、「こと」とのかかわりを学ぶことと合わせて、人々との「かかわり」をとおして多くの「知」を身につけます。また、いろいろな体験活動をとおして家庭や地域の人たちとの関係が生まれます。そのほか、小学校低学年では担任やクラスの友人との関係、高学年になるに従って他クラスの友人や上級生・下級生との関係が生まれます。中学生では、クラス以外にも、部活動や委員会等をとおした人間関係が生まれてきます。

このようにして生まれた人間関係の中で、子どもたち自身が、いじめを許さない学校、学級づくりに向けて、子どもたち一人ひとりの豊かな人間性を育む必要があります。

4 いじめ問題への対応

(1) いじめの未然防止、早期発見・早期対応

いじめの未然防止に対しては、学校は人間関係を育むことに加え、子どもたち一人ひとりがかけがいのない存在として尊重されるよう、道徳教育や人権教育、体験活動等への取組の充実を図り、いじめに対する意識を高める必要があります。

また、学校は、児童生徒指導の年間計画にいじめ防止等に係る取組を位置づけ、教科等をとおしての指導の充実に努めるとともに、日頃から子どもたちの言動に注意を払い、つらい思いを抱えている子どもたちの早期発見・早期対応に努めます。そのためには、定期的なアンケートや個人面談等を活用し、子どもたちや保護者の声を受け止める必要があると考えます。

いじめの早期発見・早期対応については、学校いじめ対策組織で組織的に対応し、早期解決を図ります。いじめが確認された場合、何よりもまず、いじめを受けた子どもに寄り添い、その後いじめを行ったとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する必要があります。いじめを行った子どもや、周囲で見ていた子どもたちに対しても、単に指導や注意を行うだけではなく、ともに寄り添い歩む姿勢を見せることが大切です。

なお、暴力を伴ういじめや犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等、緊急性を有するものに対しては、特に迅速な対応が求められます。

(2) 家庭・地域との連携

子どもたちの心の成長には、家庭・地域との連携が欠かせません。

子どもたちに対する心の教育は学校だけで行えるものではありません。「他者を尊重する」「命を大切にする」「他者を傷つけない」といった心を培うためには、家庭での取組も非常に大切です。

いじめの背景には、家庭環境が影響していることも少なくありません。子どもたち一人ひとりが抱えている課題や背景を把握し、適切な指導や支援を行うことが必要です。

また、最近の傾向として学校のいじめが塾や放課後児童クラブ等の校外に広がるケース、あるいは、逆に校外のいじめが学校内に広がるケースも見られることに加え、インターネットやSNS上でのいじめも増加しています。その場合、学校だけでは対応できないことがあります。そのため、学校はPTAや地域の関係団体等と連携し、情報を交換し合いながら地域社会全体で子どもたちを見守っていく体制を構築していくことも必要となります。

(3) 関係機関との連携

いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくためには、学校のみならず、児童相談所、法務局、警察、医療機関、その他子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して対処する必要があります。

教育委員会においては「藤沢市いじめ問題対策連絡協議会」を中心に関係機関との適切な連携を図り、学校においても平素から情報交換の機会を持つとともに、いじめが発生した場合には、ともに協力して取り組むことが必要です。

5 市の基本方針の対象

市の基本方針の対象となる学校は、藤沢市が設置する小・中・特別支援学校です。また、対象となる学校においては、国の基本方針に加え、県の基本方針及び市の基本方針を参酌して、各学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等を推進する体制づくり及び教育活動に積極的に取り組むことが求められています。

II 基本的施策・措置

1 藤沢市教育委員会が実施する基本的施策・措置

藤沢市教育委員会では、教育指導課にいじめ防止対策担当を設け、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組んできました。

これまでの取組を含め、法令及び条例に基づいた次の取組を進めます。

(1) いじめの未然防止対策

- ア すべての子どもたちが、笑顔でかよえる学校、学級づくりを実現するために、学校における児童生徒一人ひとりの「居場所づくり」、「絆づくり」を進め、自己肯定感や自己有用感を高める取組に対して支援を行います。
- イ 児童生徒に対し、人権感覚や規範意識の向上を図り、いじめに対する認識を高めるための支援を行います。
- ウ 児童生徒及びその保護者に対し、いじめ防止に向けたリーフレット等を作成し周知・啓発します。
- エ 教職員と保護者を対象にした講演会を開催し、いじめ防止に対する啓発を行います。
- オ 全中学校生徒会を対象にいじめ防止活動の報告会を開催し、各学校の取組の普及・啓発に努めます。
- カ いじめ防止担当者に対する情報提供や研修を実施します。
- キ いじめ防止教室等、いじめ防止対策に係る外部機関を希望する学校に提供いたします。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ防止対策担当スクールカウンセラーを教育指導課に配置し、いじめに関わる相談や問題に対応します。
- イ いじめ相談ホットライン専用ダイヤルでの相談を受け付けます。
- ウ メールでのいじめ相談を受け付けます。
- エ ICTを活用したいじめの通報、相談を受け付けます。
- オ 名刺サイズの「いじめ相談機関紹介カード」を配布します。
- カ スクールカウンセラーを市立全小中学校に週1日以上配置し、子どもたちが相談しやすい体制を整えるとともに、児童生徒が活用できるように積極的に周知します。
- キ 児童生徒向けに「学校生活についてのアンケート」を実施します。また、インターネットやSNS上のいじめについても項目を設けます。
- ク インターネットやSNS上のいじめについては関係機関と連携して実態把握に努め、効果的な対処ができるよう必要な啓発活動を実施しま

す。

(3) いじめの早期解決に向けた措置

- ア 「藤沢市立学校 児童生徒指導の手引き」を全教職員に配付し、いじめに対する対応力の向上を図ります。
- イ 指導主事やいじめ防止対策担当スクールカウンセラー、学校問題解決支援員が、学校に対し助言します。
- ウ スクールロイヤーは、早期解決に向けて、学校が適切にいじめ事案に対処できるよう、常に子どもの最善の利益を念頭におき、学校に対して指導・助言を行います。
- エ スクールソーシャルワーカーを学校教育相談センターに配置し、課題を抱えた児童生徒のおかれた環境や保護者への働きかけ、関係機関との連携を行い、支援体制の構築を図ります。

(4) 市の基本方針の内容の点検と見直し

必要に応じて、教育委員会の取組が実情に即して適切に機能しているか藤沢市いじめ問題対策連絡協議会等を活用し、点検、見直しを行います。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動の推進により、いじめなどの課題を共有し、地域ぐるみで解決する体制づくりを推進します。

2 学校が実施する基本的施策・措置

学校では、これまでも道徳や特別活動等を中心に、児童生徒の発達段階に応じて仲間づくりや人権教育等を行い、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めてきました。

これまでの取組を含め、法及び条例に基づいた次の取組を進めます。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針、県の基本方針及び市の基本方針を参酌して、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

(2) 学校いじめ対策組織の設置

各学校では、いじめ防止担当者を中心に管理職や児童生徒指導担当者等の教職員に加え、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成される学校いじめ対策組織を設置します。

学校の教職員がいじめを発見し、又はいじめの相談を受けた場合には、当該

いじめに係る情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげます。

(3) 学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対策組織の周知

入学時及び進級時には、学校いじめ防止基本方針及び学校いじめ対策組織の存在と役割について、児童生徒及び保護者に周知します。

(4) 道徳教育・人権教育・体験活動の充実

いじめ防止のために、道徳をはじめ教科や特別活動の中で考え、議論することにより、子どもたちの心の豊かさを培うとともに、児童生徒が主体的に取り組む体験活動を通じて「自分を大切にするとともに、他の人を大切にす

る」という人権意識や、自分の行動を律する規範意識を醸成します。

(5) 早期発見のための措置・アンケート結果の活用

ア 「学校生活についてのアンケート」等を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。

イ アンケート結果を全教職員で共有し、教職員のいじめに対する意識の向上を図るとともに、学校・学級における指導に活用します。

ウ いじめ問題に対しては、学校いじめ対策組織が中心となり、組織として対応します。

(6) 情報モラル教育の推進

ア インターネットやSNS上のいじめ防止に向け、情報モラル教育を実施します。

イ 保護者や教職員に対する啓発活動や研修を実施します。

(7) いじめに対する措置

ア 教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。児童生徒や保護者等からいじめの相談等を受けた場合には、真摯に傾聴します。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。

イ 教職員がいじめを発見したとき、又は児童生徒や保護者等からいじめの相談等を受けたときは、当該いじめに係る情報を直ちに学校いじめ対策組織に報告します。

ウ 各教職員は、学校の定めた方針等に従い、いじめに係る情報を適切に記録します。

- エ いじめに係る情報を共有した後は、学校いじめ対策組織が中心となり、関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめに係る事実の確認を行います。
- オ 事実確認の結果は、いじめを受けた児童生徒の保護者及びいじめを行った児童生徒の保護者に報告するとともに、教育委員会に報告します。
- カ いじめを受けた児童生徒・その保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導・その保護者への助言等の方針については、学校いじめ対策組織にて、組織的に決定します。方針を決定するに際しては、いじめを受けた児童生徒・その保護者の意向を的確に把握し、決定した方針は適切に説明を行います。
- キ いじめを受けた児童生徒への支援は、スクールカウンセラー等との連携を含め、複数の教職員によって行います。
- ク いじめを行った児童生徒に対する指導は、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ケ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察と連携して対処します。
- コ いじめの解消については、①いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月以上）止んでいること、②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、これら2つの要件のほか、他の事情も勘案して慎重に判断します。
- サ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察します。
- シ 重大事態において学校は、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して、一般の児童生徒の心のケアにも努めます。

（8）学校相互間の連携と協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が複数校に及ぶ場合は、関係校との情報連携を密に図り、関係児童生徒及びその保護者への支援と助言を行います。

（9）基本方針の内容の点検と見直し

学校は、実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すとともに、取組状況を学校評価に位置付けます。

Ⅲ いじめの防止等を推進する体制

1 学校いじめ対策組織

法第22条は、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くこと」としています。

学校は、管理職、総括教諭、児童生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等により、学校の実情に応じたいじめ対策組織を構成し、組織的対応の中核として機能するような体制を組むことが重要です。

また、法第23条第6項では、いじめに対する措置の一つとして、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの「警察に通報する措置」が示されています。学校においては、その任の重さから、いじめ対策組織を校務分掌にしっかりと位置づけるとともに、当該組織の最終的な意思決定権者が校長であることを明確にすることも必要です。

学校いじめ対策組織の役割

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組に係る年間計画の作成、実施、実施状況の検証
- (2) 児童生徒や保護者からの相談や地域住民等からの通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集、記録、共有する役割
- (4) いじめの疑いのある情報があった際の緊急会議の開催
- (5) 関係する児童生徒への事実関係の聴取、アンケート調査等、いじめに関連する情報の迅速な収集と記録
- (6) いじめに係る事実確認、当該事実がいじめであるか否かの判断
- (7) いじめを受けた児童生徒の保護や支援、対応方針の決定
- (8) いじめを行った児童生徒に対する指導、支援、対応方針の決定
- (9) いじめを受けた児童生徒の保護者との連携
- (10) いじめを行った児童生徒の保護者との連携
- (11) 他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取組の中核的な役割
- (12) 学校いじめ防止基本方針の策定、見直し

2 藤沢市学校問題解決支援チーム

藤沢市教育委員会には、児童生徒指導上のさまざまな問題に学校が適切に対応できるよう支援することを目的として、藤沢市立学校の校長経験者等による藤沢市学校問題解決支援員を中心とする藤沢市学校問題解決支援チームを設置しています。藤沢市学校問題解決支援チームは、指導主事、いじめ防止対策担当スクールカウンセラー、スクールロイヤーと連携し、いじめ問題解決のための対応策を検討し、学校に対して、より実効的な助言、指導等を行っていきます。

また、必要に応じて、医療、福祉、警察等の関係機関との連携を図り、問題解決に努めます。

3 藤沢市いじめ問題対策連絡協議会

法第14条第1項は、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとしています。藤沢市教育委員会では、市内の学校が地域の団体等と連携して、いじめ防止に関する措置をより実効的に行えるようにするため、「藤沢市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しています。この協議会において、市の基本方針に基づく学校、関係機関等の取組状況に関する情報を共有し、いじめ防止対策の推進を図ります。

4 調査のための附属機関

法第14条第3項は、「教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる」としています。藤沢市教育委員会においては、「藤沢市いじめ問題調査委員会」を教育委員会の「附属機関」として設置しています。

藤沢市いじめ問題調査委員会は、法第28条第1項に掲げるいじめの重大事態に係る調査に関し、教育委員会から諮問を受けた場合には、当該いじめの重大事態と同種の事態の発生を防止するため、当該いじめの事実関係を明確にするための調査を行います。

5 再調査のための附属機関

法第30条第2項は、いじめの重大事態に関する調査結果の報告を受けた地方公共団体の長が、当該報告に係るいじめの重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、「附属機関」

を設けて調査を行う等の方法により、いじめの重大事態に関する調査結果についての再調査を行うことができますとしています。

本市においては、「附属機関」として、「藤沢市いじめ問題再調査委員会」を設置しています。

IV いじめの重大事態への対処

いじめの重大事態については、市の基本方針及び学校いじめ防止基本方針のほか、国の基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「不登校重大事態に係る調査の指針」により適切に対処します。

1 いじめの重大事態

次の（１）または（２）のいずれかに該当する場合には、いじめの重大事態（以下「重大事態」という）として対応します（法第２８条第１項）。

（１） いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（例えば、次のようなケースが想定されます。）

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

（２） いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」については、年間３０日を目安とします。但し、連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、学校または教育委員会の判断により、重大事態として対応します。）

2 学校の設置者又は学校による対処

（１）重大事態発生への報告

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。学校から報告を受けた教育委員会は、いじめの重大事態が発生した旨を市長に報告します。

（２）事実関係を明確にするための調査

いじめの重大事態が発生した場合、学校又は教育委員会は、速やかに調査組織を設け、当該いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行

います。

いじめの重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止を目的に行います。

(3) 調査主体

いじめの重大事態の調査は、学校又は教育委員会が行うこととされていますが、調査主体については、次の考え方により、教育委員会が判断します。

ア 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合、教育委員会が調査主体となって調査を実施します。

イ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合、教育委員会が調査主体となって調査を実施します。

ウ 不登校重大事態（法第28条第1項第2号に該当する事態）に係る調査については、原則として、学校が調査主体となって調査を実施します。

(4) 調査組織

学校が調査主体となる場合、各学校の学校いじめ防止基本方針に定められた調査組織にて調査を行います。学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行います。

教育委員会が調査主体となる場合、教育委員会の附属機関である「藤沢市いじめ問題調査委員会」を調査組織とし、調査を行います。

(5) 調査結果の報告

学校が実施した調査結果は、教育委員会を通じて、教育委員会が実施した調査は、教育委員会が直接、市長に報告します。

また、教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、適切に情報提供及び説明をします。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付します。

(6) 留意事項

重篤な事案については学校教育法第35条に基づく出席停止措置や、いじ

めに関係した子どもやその保護者が希望する場合の就学指定校の変更など、学校と教育委員会が相談し検討を行います。

3 地方公共団体の長による調査等

(1) 再調査

いじめの重大事態に関する調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関である「藤沢市いじめ問題再調査委員会」による再調査を行います。

再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査の進捗状況及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた対応

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。この場合、教育委員会においては、指導主事や学校問題解決支援員、スクールロイヤー、スクールカウンセラーの派遣等による重点的な支援や、必要な措置を講じます。

また、市長は、再調査の結果を市議会に報告します。